欧州・中央アジア

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
セルビア	ｾﾙﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	4,500	8,800	4,200	8,600	4,500	8,800	4,200	8,600	1,200	1,800
タジキスタン	ﾀｼﾞｷｽﾀﾝ・ｿﾓﾆ	450	879	421	850	450	879	421	850	114	179
チェコ	ｺﾙﾅ	960	1,880	900	1,820	960	1,880	900	1,820	240	380
デンマーク	ﾃﾞﾝﾏｰｸ・ｸﾛｰﾈ	285	560	270	540	285	560	270	540	75	115
ドイツ	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
トルクメニスタン	ﾄﾙｸﾒﾆｽﾀﾝ・ﾏﾅﾄ	147	286	137	277	147	286	137	277	37	58
ノルウェー	ﾉﾙｳｪｰ・ｸﾛｰﾈ	450	880	420	850	450	880	420	850	115	180
バチカン	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
ハンガリー	ﾌｫﾘﾝﾄ	15,000	29,300	14,000	28,300	15,000	29,300	14,000	28,300	3,800	6,000
フィンランド	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
フランス	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
ブルガリア	ﾚｳﾞ	76	148	71	143	76	148	71	143	19	30
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ・ﾙｰﾌﾞﾙ	134	262	126	253	134	262	126	253	34	53
ベルギー	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	166	324	155	313	166	324	155	313	42	66
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝﾊﾞｰﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ・ﾏﾙｶ	76	148	71	143	76	148	71	143	19	30
ポルトガル	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
マルタ	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ・ﾚｲ	745	1,454	697	1,407	745	1,454	697	1,407	189	296
ラトビア	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
リトアニア	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
ルーマニア	ﾚｲ	190	375	180	360	190	375	180	360	50	75
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	39	75	36	73	39	75	36	73	10	15
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	3,800	7,410	3,550	7,170	3,800	7,410	3,550	7,170	960	1,510